

第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会

第1回競技運営専門委員会 議事録（概要）

1 日時

平成27年(2015年)2月13日(金) 9:30~11:10

2 場所

滋賀県大津合同庁舎7階 7-A会議室

3 出席委員（五十音順、敬称略）

伊勢坊 美喜、今井 義尚、浮田 豊史、岡本 直輝、小田 隆司、加藤 加織、
坂下 和子、澤 弘宣、菅原 万智子、永井 泉、中村 傳一郎、前田 康一、
八木 佐知男（委員数13名全員出席）
（事務局：木村事務局長、事務局職員）

4 配付資料

別添のとおり

5 会議概要

(1) 委員長・副委員長の選出

※委員の互選で、岡本委員を委員長に、今井委員を副委員長に選出。

(2) 会議の公開等について

※事務局より説明。原案どおり、「会議公開方針」「傍聴要領」を承認。

(3) 説明・報告事項

※事務局より、「国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の概要」「第79回国民体育大会に係る開催準備経過」「競技運営専門委員会の主な審議事項」について説明。

【質疑】

(委員)

当専門委員会への委任事項に競技用具の整備に関することとあるが、競技用具とは何を指すのか。

(事務局)

国体の各競技会の運営に必要な備品等を含めて競技用具としている。

(4) 審議事項

※事務局より、「第79回国民体育大会 競技役員等編成基本方針(案)」「第79回国民体育大会 競技役員等養成基本方針(案)」「第79回国民体育大会 競技役員等養成基本計画(案)」について説明。原案どおり、承認。

【質疑】

(委員)

競技役員等の編成案は、会場地市町が編成するとあるが、市町にも検討する部局が設置されるのか。

(事務局)

いずれは市町においても準備委員会や専任の部局を設置していただくことになるが、それまでは現在の国体担当部局等で検討いただくことになる。

(委員)

業務内容について、競技会（試合等）運営は競技団体が、競技会場運営は市町が担当すると整理されているが、場合によっては市町の職員が担当すべき業務を競技団体関係者が担当することもあると思われるがどうか。

(事務局)

役員編成は、会場地市町が競技団体と協議のうえ決定することとされているので、その過程で業務分担をしていただければよいと考える。

(委員)

近畿ブロック大会などでは、競技補助員等には報酬はないが、他の役員にはあるなど、不公平感がある。改善いただきたい。

(事務局)

各競技会の運営は市町が行うこととなっているため、先催県では、市町より競技補助員の謝金や交通費を支出している例がある。市町支援の在り方も含め、本県でも今後検討してまいりたい。

(委員)

競技役員等の養成について、各競技団体への説明等の機会はあるのか。

(事務局)

競技役員等の現状把握のための基礎調査を予定している。その際に各競技団体に説明する機会を設定する。

(委員)

国体と全国障害者スポーツ大会の役員の重複は可能か。

(事務局)

可能である。重複は十分にあり得ると考える。

(委員)

競技役員の中央からの派遣数は、実態に即したものなのか。こういった役職が派遣されてくるのか。近隣府県からの派遣はないのか。

(事務局)

中央からの派遣数は、日本体育協会が各中央競技団体と協議のうえ示された数字と理解している。示された派遣数を多少前後するケースはあると考える。中央からは様々な役職が派遣されている。県内で役員が不足する場合は近隣府県への派遣を要請して編成することになると考える。

(委員)

競技役員等の重複について、水泳競技には競泳、水球、シンクロ、飛込などの

種目があるが、種目をまたがる重複はどう考えるのか。

(事務局)

同一競技における重複は、その業務内容により認めることとしているので、種目をまたがる場合の重複は可能と考える。

(委員)

競技役員等が県内で充足できなかった場合は、近隣府県に派遣要請をすることが考えられるが、その場合派遣旅費等の経費は各競技団体が負担することになるのか。

(事務局)

各競技会の運営主体は市町になるので、先催県では派遣旅費等の経費は市町が負担されている。

(委員)

県外開催となった場合の競技役員等の編成や、それに伴う経費負担はどこが担うのか。

(事務局)

県外開催の競技の場合は、県が担うことになる。

(委員)

審判員および資格の必要な運営員については、1人1競技を原則として養成とあるが、原則の解釈はどう考えればよいか。

(事務局)

複数の競技の審判資格を取得していても、1競技に専念して競技役員を務めていただくという意味である。

(委員)

競技役員等の養成にかかる経費の負担はどうなるのか。

(事務局)

先催県では、県より競技団体に対し、必要となる講習会の開催経費（講師への謝金、旅費）や中央講習会への派遣旅費などについて支援をされている。本県でも検討していく予定である。

(委員)

審判員や資格を必要とする運営員は、大会に向けての意識付けはできているが、資格を必要としない運営員等への意識付けについてどう考えているか。

(事務局)

資格を必要としない運営員については、3年前から養成を開始し、大きな大会への派遣など通じて、資質の向上を図っていただきたいと考える。

(委員)

国体と全国障害者スポーツ大会の競技役員等の養成の連携についてはどう考えているか。

(事務局)

国体の競技役員が一定の講習を受講して、全国障害者スポーツ大会の競技役員となるケースが多いと伺っている。本県では、早い段階から当該競技団体に対して全国障害者スポーツ大会についての情報提供を行い、国体と全国障害者スポーツ大会の競技役員の養成を連動して行ってまいりたい。

(委員)

競技運営専門委員会と来年度設置予定の全国障害者スポーツ大会専門委員会との連携はどう考えているのか。

(事務局)

会議そのものは別々に開催する予定であるが、それぞれの専門委員会で審議された内容については、相互に情報提供を行いながら連携を図っていく。

(5) その他

※事務局より、「競技役員等に関する基礎調査」、委員の任期について説明。

【質疑】

(委員)

開催の2年前くらいから、その年に開催される国体へ本県からも審判員を派遣することになると考えるが、養成計画の養成人数の中にこの審判派遣数は含まれるのか。

(事務局)

審判資格の維持、資質の向上に必要とされるものについては、養成計画の養成人数に含まれるものとする。

(委員)

取得が難しい資格を取る必要が出てくるが、簡単には取得できない現実がある。養成計画には取得が難しいとされる資格も含めた理想の取得人数を記入してよいのか。

(事務局)

誰にどの資格をどの時期に取得させるのかを記入していただくものと考えているので、必要な資格であれば取得できるように計画して記入していただきたい。

(委員)

資格によっては東京で受講し、取得する必要がある、それに伴う個人負担も相当大きくなると考えるが、資格の取得に対する補助についてはどう考えているのか。

(事務局)

先催県では、資格の取得に対しても補助されている。本県でも養成人数や講習会など開催状況などを把握しながら、資格の取得に対して支援を検討してまいりたいと考える。

(以上)